会 議 名	第１回 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和７年 12 月８日（月曜日）午後６時から午後８時３０分まで
開催場所	教育委員会室
委　　員	学識経験者　長澤悟（委員長） 学識経験者　倉斗綾子（副委員長） 学識経験者　喜名朝博（委員） 用地・施設活用担当部長　大森隆広（委員） 教育委員会事務局学校教育部長　茂木英雄（委員） 東町小学校長　川原哲郎（委員）
事 務 局	教育委員会事務局学校教育部学校施設担当　学務課施設計画担当
会議次第	１　開会 ２　委員紹介 ３　行政委員代表挨拶 ４　委員長及び副委員長の選任 ５　議題 （１）実施要項について （２）参加表明書及び第一次審査書類作成要領について （３）第二次審査書類作成要領について （４）スケジュールについて ６　閉会
配布資料	［席上配付］ ・次第 ・委員名簿 ・資料１ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 ・資料２ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要項（案） ・資料３ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係るプロポーザル参加表明書及び第一次審査書類作成要領（案） ・資料４ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係る参加表明書様式 ・資料５ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務係るプロポーザル第一次

	審査基準（案） ・資料６ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係るプロポーザル第二次審査書類（技術提案書）作成要領（案） ・資料７ 港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務に係るプロポーザル第二次審査基準（案） ・参考資料１ 第一次審査評価採点表（案） ・参考資料２ 第二次審査評価採点表（案） ・参考資料３ 地図及び周辺写真 ・その他資料１ 東町小学校施設整備に向けた基礎調査報告書
会議の内容	
事務局	～開会～ 　只今から、第１回港区立東町小学校等施設整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会を開会いたします。 【各委員紹介】 【事務局員紹介】 【行政委員代表挨拶】 【委員長及び副委員長の選任】
事務局	～実施要項について～ 【資料２について説明】
事務局	～参加表明書及び第一次審査書類作成要領について～ 【資料３～５についての説明】 プロポーザル参加表明書及び第一次審査書類作成要領（案）
Ａ委員	資料５の２ページにあります様式５，６、資料３の６ページ（５）代表設計作品に係るところについて、作品の有無に関しては事務局が様式１、２、３、４で採点するものと理解しています。その後の様式５，６の代表作作品の評価に関しては、表現方法などについて評価対象とするとあります。既に建っている学校施設の評価をする場合、いろんな評価の観点があるなと思っています。例えば、建物としては非常に

	オーソドックスなものでも、実情を知っている方に聞くとすごく評価が高い場合があります。一方で、見た目は素晴らしい学校でも、実際にはうまく使われていないケースもあります。 　以前も他の自治体で同様の評価項目があった際には、建築以外の方が評価するのは非常に難しいという意見がありました。 　様式５，６の代表作品の評価ということに関してはどういう着眼点で考えられているのか事務局からもう少し具体的にご説明していただきたい。
事務局	ご指摘のとおり、現状では曖昧な表現があり、特に既存施設に対して設計段階のものなのか、あるいは建築段階のものなのかが明確に示されていない点があります。実情としては、建築後の評価が本来は重要だと思いますが、事務局としては設計に携わったことを確認する一方で、実際の運営状況まで把握することは困難です。 　そのため、過去に設計事務所がどのような形で関わり、その後どうなったかを評価するのは難しい部分があります。逆に、皆様からご意見をいただきながら、評価対象をどちらかに絞った方が、点数付けとしても公平になると考えています。どちらを重視すべきか、皆様にご検討いただければと思います。
Ａ委員	ちなみに過去に同様の議論があった委員会では、作品の評価は困難であるという結論になり、評価方法としては有無のみ、つまり何件か実績があるかどうか、その件数のみで評価することになりました。 　作品そのものに関する評価は、実施しないという事例が経験上ありましたので、参考までに申し上げます。
Ｂ委員	今の質問に関連してなんですけど、過去の整備計画の段階で、代表作の評価は今までずっと通例として行われていたのでしょうか。
事務局	従来から同じような形で評価を実施しておりました。
Ｂ委員	やはり、現状の評価は実情を十分に反映していると言えず、提出された表面的な部分しか書いていない資料だけでは、評価するのは難しいのではないか。評価する側としては内容の実態がほとんど見えてこない状態の中で、ここに記載されている「周辺環境への配慮」や「安全性への配慮」についても、どのような資料が提出されるのか分からないのですが、現地確認やヒアリングを行ったわけでもないのに、この３項目を評価できるのか疑問です。これらを評価できるだけの資料

	が整っているのであれば、評価に値するものとなるでしょう。具体的に、自然環境や安全性への配慮、敷地の地形や歴史に関する記述について、どのような資料が提出されるのか知りたいところです。
事務局	あくまで提出されるのは各代表作品という形になるため、設計事務所側が最も良い部分を選んで提示するだけになると考えられます。そのため、資料はパースなど見栄えの良いものに限られ、実際の状況に関する詳細な情報は含まれない可能性があります。さらに、設計事務所として伏せたい部分がある場合、良いところだけを見せる形になることが想定されます。
Ａ委員	例えば、都市部の 23 区内で狭小な敷地の中で工夫して建設した事例や、広大な敷地を活用した地方での事例など、どのような条件で計画を行った経験があるのかを確認したいのであれば、単なる○×評価ではなく、その内容を具体的に示す必要があります。「都内でこの程度の平米数の敷地に学校を建てた」という情報があれば、その事務所がこうした条件に慣れているのか、またそのような建物や計画を実現できる技術を持っているのかが分かります。こうした見たい部分を明確にしたうえで、それが分かる資料を提出してもらわないと、素敵なパースや写真といった見栄えの良い資料だけ出てきても評価は難しいと感じます。また、全くの更地なのか、建替えなのかによっても評価は変わってくると思います。
Ｃ委員	資料の様式５には「外観写又は内観写真、代表階平面図を記載してください。」と書いてありますが、代表作品について説明も求めているのでしょうか。「紹介してください」という表現は、作品の概要や特徴を適切に説明することを求めていると意味でよろしいでしょうか。
事務局	様式に記載する際には、「設計コンセプトを簡潔に記入します。」と書かれているように、何らかの説明を記載していただいた上で、それに加えて内観写真やその他の写真を添付していただく形となります。
Ｃ委員	設計実績については、単に実績があるかないかだけでなく、学校を設計した経験があるかどうか、また、その内容も重要です。たしかに、一定の作品数を示し、その数が基準を満たせば評価するという方法もあります。 また、評価方法としては、プロポーザルではなくＱＢＳ（Quality

	Based Selection）という方式もあります。それは設計内容に加え、実際に使っている人の評価を重視し、審査員が現地を訪問して利用者の意見を聞きながら評価するものです。ただし、今回はこの方式はなじまないと思っています。 使われ方の評価も大切ですが、その前に設計の実績や提案力を、これまでの代表作品を通じて評価をすることが重要です。例えば、建築賞の書面審査などでは、写真とその説明をもとに評価しています。なので、今回の仕様に照らし合わせて、一定の評価を行うこともあり得ます。この評価の視点としては、実際の使われ方だけでなく、設計や計画に向かう提案力、そしてそれを実現する力です。 今言った３つの中で、１つ目と２つ目はＡ委員がおっしゃった評価の仕方と重なると思います。３つ目は、使用者の評価ではなく、設計の狙いの立て方や、その実現度、魅力的な学校をつくる力があるかどうかを評価するという考え方です。 ただ、実績があって件数は多いものの、標準的な学校ばかりという場合よりも、中身に踏み込み、魅力的な取り組みをしているかどうかを評価に反映させたいと考えています。そういうふうに考えれば、これまでこういう形での進めてきたことも踏まえ、原案で進めることは可能だと思います。ご検討いただければと思います。
Ｂ委員	一定の評価は出来ると思います。様式を見ると、写真やパース、それに加えて補足する記述がされるということで、それを見て評価することは可能です。ただし、評価できるのはギリギリの線だと思います。とはいえ、評価に大きなばらつきや差が出るかというと、先ほども申し上げたとおり、実物を見たわけでもなく、利用者の意見を聞いたこともない中で、一部分だけで判断するのは非常に悩ましいところです。ただ、何社応募があるか分かりませんが、点数的に大きな差が出る項目ではないと想定しています。それでよければ、この方法で進めることも可能だと思います。
Ｃ委員	配点の重みはどのくらいなのですか。
事務局	今回の場合、統括責任者と意匠担当主任技術者の項目で合計 30 点となっており、委員採点の全体の評価ではこの部分が2割を占めます。
Ｂ委員	評価項目として設定する場合、もしこの部分に重みを置き、しっかりと審査して、それに見合った業者を選びたいという狙いがあるのであれば、今のやり方では狙いと一致しない部分があると思います。

	ただ、私の感覚では、提出資料だけで大きな差をつけるのは難しいと思います。そこまで判断できる資料が揃っていないため、評価に大きな差が出る項目にはならないのではないか、というのが私の率直な感想です。
Ｃ委員	統括責任者と意匠担当主任技術者は別の作品を示してもらう必要があるのですね。そうなると、最低でも２例以上の作品を持つ会社でなければならないということですね。 私もＢ委員と同じですが、繰り返しになりますが、ただ標準的な建物を作ったという姿勢ではなく、設計思想や工夫が反映された作品であることが重要だと思います。その点を評価に含めるべきでしょう。 また、配点の重みについてですが、皆さんの各委員からのご意見を踏まえると、現在の比率はやや高い印象があります。統括責任者と意匠担当主任技術者それぞれに配点があり、合計すると全体の比率が高くなるということです。これまで、過去の事例でも同様の重みづけがされていたのでしょうか。
事務局	過去も似たような形にはなっています。ただ、この比率については、委員の判断で重みを増減することが可能です。つまり、点数の設定は調整できますので、全体としてどの程度の割合にするかを主眼に置いていただければと思います。 現在、委員採点 150 点のうち 30 点ですので、2 割に相当します。ただし、事務局 50 点を含めると、全体では約 15％となります。代表設計作品だけで 15％という割合は、それなりの重みがあると考えられます。
Ｄ委員	こうした案件に申し込もうとする設計事務所というのは、基本的には学校を設計した経験を持っているという前提なのでしょうか。
事務局	竣工の有無を問わず、学校の設計を完了した実績を有していることが必要となります。
Ａ委員	過去何年というのは縛ってないのですか。
事務局	１０年で縛っています。
Ｄ委員	その中で、ただ普通のものを作ったのではなく、さまざまな工夫を凝らし、いろいろな状況をクリアしてきたかどうかは、最終的には見

	せ方の問題になってしまうのでしょうか。
Ｃ委員	見せ方というより、きちんとわかりやすく説明する力があるということだと思います。こちらも、評価の内容に含まれるのではないでしょうか。
Ａ委員	どういう設計要件に対して、我々はこういうふうに答えました、という説明がないと、例えば片廊下でただ教室が並んでいるだけのものが出てきた場合、それは要件に従って設計しただけかもしれません。しかし、「こんな工夫をして、この場所を作っています」という説明があれば、「あ、いいね」と評価されると思います。そのあたりの読み取りができる資料が出てくるかどうか、という感じがします。
Ｂ委員	私もＡ委員のご指摘のとおり、ここに記載されている「安全性に配慮した」、「周辺環境に配慮した」、「地形や歴史について」といった項目は、公共施設に限らず当然求められるものだと思います。今回の代表作品である学校施設において、特殊な要件や特別な事情に対して、設計事務所がどのようなアプローチを取り、どのような工夫を設計に反映させたのか、その姿勢を評価するのであれば納得できます。現状の評価項目は当たり前すぎて、評価としての意味合いが弱いと思います。繰り返しになって恐縮ですが、特殊な要件や特別な事情に対して、どのようなアプローチをしたのかが重要だと思います。今回の代表作品は学校施設ですが、その中で特別な事情に沿った設計上の工夫や、創意工夫をどのように反映させたのか、そこがお題としてあるなら、それに対してどのようなアプローチをしたのかを評価すべきだと考えます。ただ、現状の評価項目を見ると、そのあたりがどうもピンとこない印象です。
Ｃ委員	評価の対象になっていることがわかれば、応募する側は指摘のあったような形でまとめてくると思います。やはり点を取ろうとして作成してくるわけですから。ただ、基本的なところだけでは評価が高くならないということは、応募する側として当然意識します。そこで評価してもらうためにはどうするかを考えてくれるはずです。もし基本的なところだけが書いてあるだけであれば、それは積極的な姿勢とは言えないのではないかと思います。 評価点を見て、評価の重みを理解した上で、力を入れた資料を作成してくることを期待します。それが物足りなければ評価点に反映されるでしょう。これまで問題になっていなかったのは、皆さんが評価で

	きる形で記載してきたからだと思います。その上で、ある程度書かれていれば評価点として差がつかない、一定の点をどうするかという構図になると思います。 　提案ですけれども、今の話をまとめると、「設計コンセプトを簡潔に記入します」というところの表現を、資料３の６ページ(５)も含めて、その設計において要求条件に対して、大事にしたことをちゃんと書いてもらうような表現にしておくのがよいと思います。１５％重みがあると判断すれば、応募する側はそれなりに力を入れて書いてくるでしょう。書いていなければ評価に反映すればよいし、一定に書かれていれば極端な差はつかないと考えます。 　まとめると、代表設計作品の欄で「何を記載すべきか」を少し踏み込んで記載していただき、応募時にその点をしっかり書いてもらうよう促すことが重要です。これまでの運用を踏まえ、この方向で進めることでよろしいでしょうか。 　【全員異議なし】
Ｃ委員	今の議論は、この部分について、審査にあたってどのように臨めばよいかという点を議論していただいたと思います。 使われ方や運用面まで踏み込んだ評価は適していないという結論になりました。そのため、評価はその範囲を超えず、設計内容に基づいて行っていただければと思います。
Ｃ委員	続きまして、７、８ページの（６）課題について議論していきたいと思います。 まず課題が６項目与えられていますが、いかがでしょうか。８ページについて見出しがあるといいと思います。
事務局	まず、７ページの（６）のところに前提条件があります。続いて、８ページが実際の課題６項目です。 Ｃ委員からご指摘いただいたとおり、確かに見出しがなく、唐突に「ア」が始まっているため、事務局で修正させていただきます
Ｃ委員	それでは整えていただければと思います。７、８ページ前提条件含めて、課題についてご意見いただければと思います。
Ｄ委員	課題は８ページの「ア」～「カ」で様式７に書くと思いますが、その前提条件として、７ページに１３項目あります。これらはあくまでも順守、つまり厳守すべき事項で、このことを様式７のどこかに記載

	して、それを評価するということなのかどうか確認したいです。さらに、その 13 項目は一つひとつ性質や方向性に違いがある印象です。 　例えば最後の項目「設計事務所には、竣工後も～長期にわたり愛着を持って施設と共に歩むことを求めます。」については、どのように表現するのか。 この点を踏まえていることを様式７にどう書くのかどうか。また前提条件のチェックをどのように行うのかということを確認したいです。
Ａ委員	厳守という言葉が非常に強い印象を与えていて、もしこれが守られていない場合、どのような対応になるのかという点を確認したいです。例えば、最初に提出されたものを事務局で確認し、13 項目すべてをチェックして、守られていなければ失格にするのか、それとも 1 項目程度なら許容するのか。このあたりの運用が不明確です。 また、厳守という言葉が使われている以上、13 項目についてはポツ書きではなく、1 から 13 まで番号を振って、一つずつ「1 番はある」「2 番はある」というように、ディテールまで確認する必要があるのではないかと思います。厳守という表現からは、そうしたチェックをきちんと行う姿勢が求められているように感じます。
事務局	今回、過去の学校施設関係のプロポーザルを見ますと、こういった前提条件は今までなく、今回あえて記載させていただきました。事務局としては、今回の東町小学校整備について、昨今の新しい時代の学びを実現する学校施設という背景も踏まえ、しっかりとした学校施設を作っていただきたいという思いがあります。しかも、その学校は約 80 年以上使用できることを前提に、将来を見据えた形で整備していただきたいということで、あえてこの条件を付けました。ただ、最後の項目については「求める」という形で記載していますが、厳守という点で強く求める一方、将来的なことを約束させるのは難しい部分があるというご指摘はそのとおりです。事務局としては、13 項目を踏まえた上で、この 6 つの課題にしっかり取り組み、提案していただきたいという意図があります。しかし、この条件を付けることで、チェックをどうするかという点が課題になっています。この点について、委員の皆様のご意見をいただければと思います。
Ｃ委員	それでは、どうするかという判断は最後に行いたいと思います。関連してご意見がありましたら、先にお願いします。
Ｂ委員	シンボルツリーについてですが、全体の配置でいうと校庭の右下あ

	たり、工事車両が入るような場所になると思います。シンボルツリーのメタセコイヤの場所っていうのは、資料のどこか落とし込んでいますか。私は現場に行っているので、シンボルツリーがどこにあるかはなんとなく分かっていますが、行ったことない人は資料がなければどこにあるかわかりません。そうなると、配置計画を提案する側もかなり難しい状況です。 　また、スケジュールを確認したところ、まず参加表明提出と一次審査書類の受付を経て一次審査が行われ、その後、通過者に現地見学を実施する流れとなっています。現地見学後に条件を踏まえて計画を再検討することが想定されているが、現地を見ない段階「メタセコイヤを残した計画にしてください」というのは、どう考えても無理があります。提案前に現地に行けという話もありますが、今回の資料にメタセコイヤの位置をしっかり落とし込む必要があると思います。
Ｃ委員	資料にはメタセコイヤの位置を明記するというのは、それは可能ですか。
事務局	はい、可能です。
Ａ委員	写真も載せておいた方がいいように思います。
Ｃ委員	応募する側の立場に立てば、Google で調べたり、現地に足を運んだりする動きは必ずあると思います。ただ、そのことと書類が整っているかどうかは別の話です。条件として残すのであれば、資料にしっかり書いておくべきだと思います。
Ｄ委員	もう移植するのは前提になりますよね。これだけの大木のメタセコイヤを移植するということですが、相当な費用がかかると思います。そもそも移植して、また元の場所に戻したとして、ちゃんと根付くのかどうか、その点も心配です。
事務局	来年度の基本計画に関連して、基本計画とは別に調査委託を行う予定です。これは、メタセコイヤが移植に耐えられるかどうかを含め調査するためのもので、その調査結果を踏まえ、移植が可能かどうかを含めた形で、最終的に基本計画にまとめていく流れになります。
Ｂ委員	移植できないという結果になった場合、移植を前提とした提案内容を残したままでよいのでしょうか。

事務局	その場合は、それで問題ないものとします。
Ｃ委員	どういう表現にするか、最後にまとめたいと思ったのですが、先に申し上げると、「前提条件を厳守する」という部分の表現は、事務局から説明があった趣旨に沿った文章にしていただければよいと思います。案を作成する際には、この前提条件を大切にしてください。というニュアンスで記載することが望ましいと考えます。その結果どうするか、つまりどのような案になっているかは、評価に反映すればよいという考えです。評価の仕方は委員によって多少異なっていても問題ないと思います。 ただ、「厳守する」という表現にすると、条件を満たさない案が即失格になる印象を与えてしまうため、その点は少し検討していただきたいと思います。 また、前提条件には、この学校ならではの特徴が列挙されています。東町小学校ならではの部分については、Ｅ委員からご説明いただければと思います。
Ｅ委員	上総掘りの井戸はPTA等が作ったもので、防災の観点からも重要です。その周り一帯は現在ビオトープになっていて、港区教育委員会からもビオトープを活用してほしいという話があります。やはり、こうした環境は残してほしいと思っています。 また、多文化共生と国際理解教育の継承とありますけど、本校には英語を母国語とする子どもたちがいます。彼らは２年くらいで日本を去ってしまうこともあるので、英語力を維持したいというニーズがあります。そのため、国語や算数などを取り出して個別指導できる部屋が必要です。 また、そのような取り組みの中でも、日本文化も大切にしており、海外の子どもたちにも日本文化を伝え、日本の子どもたちにも文化の良さを知ってもらうため、現在校内には本格的な茶室があります。この茶室はとても立派なもので、ぜひ維持してほしいと思っています。新しい校舎に移築するのか、少し広げてもらうのか、そのあたりは検討中ですが、こうした環境は残してほしいと考えています。
Ｃ委員	私は、そういう意味では、記述の順序については、まずこの学校ならではの特色をしっかり示すことが重要だと思います。具体的には、上総掘りの井戸、シンボルツリー、災害時のペット受け入れ、それから多文化共生と国際理解教育、こうした4つの項目を先に書いていた

	だきたいということです。これらは、この学校の特徴として、しっかりと考えて、設計提案に反映してほしい内容です。 　その後に、公共施設マネジメントや工事期間に関する事項など、提案時の課題や条件を記載し、全体で 13 項目を整理していただけるとよろしいかと思います。つまり、学校の特色に該当する部分について、導入文を置いたうえで4項目を挙げ、その後もう一度導入文を入れて、計画や条件を記載するという構成にすると、全体がわかりやすくなると思います。 　なお、ここで示す厳守というのは、失格要件ではないということなのですが、失格要件ではないものの、評価にはしっかり反映されるものと考えています。そういう方向で整理していただければよろしいでしょうか。
Ｂ委員	意見が繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、重要度がわかるようにしたいということです。具体的には、小見出しのような形で、地域として大事にしていることや、東町小学校の特色ある教育の中で大切にしていること、さらに建物を建てるうえで重要なことをカテゴライズして示すということです。こうして小見出しが付いているだけで、何を目的として重要だと言っているのかがわかりますし、厳守の重要度のバランスも見えてきます。そうすると、「これはできないけれど、この目的が果たせるのであれば、こういう提案もある」というように、他の案を出しやすくなるのではないかと思います。
Ｃ委員	ペットの受け入れが可能であることを特記している点は、この地域ならではの特徴でありますね。
事務局	ここは、港区ならではの特徴になります。港区ではペットを飼っている方が多いこともあり、区としてはこれまでペット受け入れ可能な施設を新築時に作ってこなかったのですが、今回、東町小学校については区民避難所にもなるということから、将来的なことも踏まえて、ペット受け入れを検討しています。 　この点は、東町小学校独自の特色というよりも、今後の港区の区民避難所としてのあり方に関わるものです。
Ｄ委員	同伴避難ですよね。ペットがダメな人たちとも共存するっていうことは、区画を分けなきゃいけないということですか。
事務局	実際のところ、港区としてもペット同伴避難をどのような形で運用

	するか、まだ明確に決まっていない部分があります。ただ、将来的にそうした仕組みが導入される可能性があることを踏まえると、この学校施設においてペット同室避難が受け入れ困難な構造では問題が生じます。そのため、今の段階から何らかの検討ができないかということで、この要件を盛り込んでいます。 　もちろん、ペット同室避難は非常に難しい課題であることは十分承知しています。特に、アレルギーのあるお子さんがいる中では大きなハードルです。ただ、その点も含めて、計画の中でどのように工夫できるか、提案をいただけることを期待しています。
Ｃ委員	「提案してほしい」ということですので、先ほども申し上げたとおり、「厳守すること」という表現については、今回のような趣旨を踏まえた形で記載していただければと思います。失格要件としての意味ではなく、提案を求める内容であることが伝わるようにしてください。
Ｂ委員	恐縮ですが、少し戻って１ページ目の資料３、項番２の（４）について確認させてください。ここに「配置予定者で、国家公務員の場合は」と記載されていますが、こういうケースは実際にあり得るのでしょうか？国家公務員法第 103 条や地方公務員法第 38 条の規定について詳しく把握していないため恐縮ですが、配置予定者が公務員という状況は考えられるのでしょうか。今回のプロポーザルに応募する設計事務所が、配置予定者として国家公務員や地方公務員を含めることはあり得るのでしょうか？
事務局	調べさせていただき、またご報告させていただきます。
Ｃ委員	前段で前提条件について議論いただきましたが、それを踏まえて、課題についてご意見はございますか。もしありましたらお伺いしたいと思います。この６点の課題について、今回の計画条件や前段の前提条件を踏まえたうえで、これでよろしいでしょうか。
Ａ委員	おおむね良いと思います。ただ、例えば「イ」や「ウ」の項目に、ウェルビーイングの視点を加えることを検討してもよいのではないでしょうか。学びの環境だけでなく、子どもたちにとっての居場所や居心地といった要素を、どのように提案するのかという観点が含まれてくるのか気になります。

Ｃ委員	要するに、「ウ」の二行目にある「柔軟で創造的な学習空間」という表現には、広く解釈すれば居場所やウェルビーイングの要素も含まれると思います。ただ、具体的に記載しておいた方が良いのではないか、というご意見でよろしいでしょうか。
事務局	可能であれば、「ウ」の三行目にある「運用の視点を踏まえて」という記載の前後に、Ａ委員からご指摘のあった「子どもたちの居場所」といった要素を少し追加させていただければと思います。
Ｃ委員	そうすると、文科省の現行の考え方である、学びの場としての視点と生活の場としての視点を捉えています。また、「イ」では地域との共創を踏まえ、セキュリティ、運用課題にも触れています。さらに、災害時の安全性や、LCC など環境面の課題にも対応しており、全体として必要な要素を押さえた内容になっていると思います。 他にご意見はございますでしょうか。
Ｄ委員	「イ」に関してですが、「地域での利用を両立～の視点」というのは、開放するエリアと開放しないエリアを区分けすることを指しているのでしょうか。それとも、管理を担う人のための部屋を設けるといったことを想定しているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	この点については、まず子どもたちの安全・安心を第一優先としています。その上で、少し脱線するかもしれませんが、例えば普通教室については、現状では地域の方に利用いただける形になっていません。また、地域の方が利用する場合、子どもたちのプライバシー、特に作品などが見えてしまう懸念もあります。 そこで、例えば日中は子どもたちが授業で使用し、夜間や休日は地域の方が利用できるような仕組みができないかと考えています。ただし、その場合、学校運営上の管理が課題となります。利用後の確認や安全確認のため、現在ではカメラで常時確認できる仕組みもありますが、教職員が利用後に確認する負担もあります。こうした点を踏まえ、どのように提案してもらえるか期待しています。かなり難しい課題ではあるとは思います。
Ｃ委員	施設計画の課題とは少し違うかもしれません。ただ、地域に開かれた学校づくりにおいて、教員の負担の上に成り立つことがないようにする、という点はここで明記しておきたいと思います。その上で、管理のゾーニングや管理体制、システムなどについて提案があれば、そ

	れを評価対象とればよいのではないかなと思います。
Ｄ委員	逆に、その点については、ここで検討するというよりも、区として方針を示すべき部分なのではないかと思います。
Ｅ委員	普通教室を一般開放するのは、非常にリスクが高く、実現は難しいと思います。一方で、多目的室などであれば、地域利用は可能だとは思います。
Ｃ委員	渋谷区など、一部の自治体では普通教室を積極的に開放する方針を示しているところもあります。ただ、その場合、Ｅ委員がおっしゃったような課題をどのように考えているのか、疑問があります。とはいえ、これは施設提案の評価とは少し異なる論点かもしれません。今のＥ委員のご意見を踏まえて、この記述を整理していただければと思います。そういうことで、よろしいでしょうか。
Ｃ委員	私からのリクエストですが、７ページにみなとモデルの記載ありますが、みなとモデルについての資料を後ほど外部委員向けにご用意いただければと思います。内部委員の方はすでにご存じだと思いますが、外部委員にも共有お願いします。 また、木材の評価については、８ページの課題内に記載されていますでしょうか。
事務局	８ページの「ウ」の下から３行目に、木材利用について記載しております。
Ｃ委員	つまり、「ウ」は文科省の報告書『新しい時代の学びを実現する』全体を踏まえた項目ということですね。 他にご意見はございますでしょうか。活発なご意見をいただき、ありがとうございました。では、委員からの意見を踏まえて、若干の文言修正をしていただくということにはなりますが、この６点を課題として、進めていくことにしたいと思います。 それでは、重ねてのお願いになりますが、事務局には文章の修正をお願いいたします。
事務局	～資料５「一次審査基準」について～
Ｃ委員	資料５についてご意見をお願いしたいと思います。

Ｂ委員	これまでも、複数回プロポーザル審査を実施されていると思いますが、従来と比べて採点配分に変更はありますでしょうか。 具体的には、事務局配点や審査員配点について、今回のみ特殊な採点配分など従来と異なる点があれば、その内容をご説明ください
事務局	資料５の３枚目をご覧ください。様式７については、各項目「ア」～「カ」を 20 点ずつと記載しています。今回は、あえてフラットな配点とし、すべて同じ点数を設定しています。場合によっては、特定の項目に重点を置き、例えば「ア」の項目を 30 点や 40 点にするなど、ウェイトを高くすることもありますが、今回はそのような調整は行っていません。なお、委員の方からこの内容については加点すべきといったご意見がありましたら、ぜひご意見いただければと思います。
Ａ委員	３ページ目で、様式５、６を含めて 150 点、そして 1 枚目の事務局採点が 50 点で、全体で 200 点満点の構成になっています。200 点満点のうち、事務局採点が 50 点、様式５と６で合わせて 30 点となっています。つまり、過去の実績が 80 点で、200 点満点のうちかなり大きな割合を占めています。この点について、どのようにお考えでしょうか。
事務局	今回、委員からさまざまなご指摘をいただきましたので、配点の割合についてはこの場で調整いただければと思います。これまでの経緯として、過去の審査ではこうした配点割合を採用してきたこともあり、現時点では事務局で一旦点数を設定しています。ただし、今回いただいたご意見のとおり、過去の実績の割合が高いということであれば、点数を上下させることは可能ですので、ぜひご意見をお寄せください。
Ｃ委員	資料５の 1 枚目では、類似業務や同種業務の実績が 20 点あります。さらに、３枚目の学校の代表作品のところで 30 点あるので、これで合計 50 点になります。先ほど 80 点と申し上げたのは、繁忙度も含めたものですね。過去の実績は、1 ページ目で 10 点と 20 点で 30 点、そして 3 ページ目で 30 点となり、合計で 60 点となります。つまり、200 点満点のうち 60 点が実績に関する点数ということになります。この割合について、どう考えるかというご指摘です。
Ａ委員	過去の実績部分については、それほど大きな点差がつかないと考えられるので、今回の提案部分にもう少し比重を置いてはいかがでしょ

	うか。
Ｃ委員	点差がつかないというより、評価が重複しているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。 同種の実績があるという点については、先ほどの議論に戻りますが、様式 5 および 6 でそれぞれ 15 点というのは、点数が高すぎるのではないかという意見です。
Ｂ委員	事務局採点の 20 点については、単に件数を確認するという、事務的な処理に過ぎないと考えます。一方、様式 5・6 に関しては、記載された提案内容をどのように評価するかという点で、評価者ごとに判断が異なる部分があります。その意味では、先ほど委員長がおっしゃった仕切りの中で、過去にも同様の方法でしっかり審査ができていたのであれば、事務局の提案どおりで問題ないのではないかと、私は思います。
Ｃ委員	先ほどもお話ししましたが、資料については応募要件を満たしているかどうかの確認であり、3 ページ目の様式 5・6 は評価に関するもので、趣旨が異なるという理解です。この点については、いただいたご意見を踏まえ、そのような理解でよろしいでしょうか。 また、先ほどの様式 7 の「ア」～「カ」が平準化している件について、ご意見があればお願いします。 先ほど、Ｄ委員から「オ」のペットに関する話題がありましたが、ペットエリアのアレルギー対策についてなどは、なかなか評価するのが難しいそうですね。
Ａ委員	応募する側になることもよくあるので、そういう視点で申し上げますと「ア」～「カ」までの項目がどこに重きを置いているかによって、コンペが何を求めているのかというメッセージになると思います。 しかし現状では、どの項目に力を入れるべきなのかが、平準化されているせいで分かりにくい印象です。例えば、「学びの空間」に重点を置くのか、「地域との関係」に重点を置くのかによって、応募者は提案内容を調整しますが、その判断が難しい状況です。この点について、メッセージとして明確に打ち出すのか、それともあえて出さないのかも含めて、検討が必要だと思います。
事務局	事務局として、今後の方向性を考えると、「イ」「ウ」「エ」「カ」については、区としても取り組むべき内容であり、必ず記載が必要だと

	考えています。一方、「ア」については、どの学校でも一般的な内容になるので、優先度は低めと考えています。 「オ」については、先ほどD委員からもご意見がありましたが、ペット同伴に関する部分は非常に難しい課題です。ここに高い点数を配分すると、評価が難しくなるため、点数を下げる、あるいは総配点150点の見直しを検討してもよいと考えています。 また、「エ」については、私自身が設備の電気職であり、学校施設の改修工事に関して、特に居ながら工事の対応が課題となります。将来的な改修を円滑に進めるためには、計画段階でしっかりと対応を検討する必要があります。そのため、今回あえてこの課題を挙げさせていただきました。
Ｂ委員	六項目すべてを短期間で対応するのは、人手不足の現状を踏まえると、業者にとってかなり難しいと考えます。やる気のある業者は参加したいと思っていても、負担が大きい状況です。 今のお話を伺う限りでは、「エ」の部分は教育委員会の今後の施設計画において「80年持たせる」という観点から非常に重要であると感じます。そうであれば、「ア」をなくして「エ」をより重視する、つまり採点を「エ」に手厚くするという対応もあり得ると思います。 提案項目が多すぎると審査側も負担が大きいので。趣旨はそこではありませんが、「ア」の部分を削り、その分を「エ」に振り分けるという考え方も一案です。
Ｃ委員	今回のプロポーザルは、設計ではなく、計画策定についてです。設計プロポーザルであれば、敷地内の配置などに最もエネルギーを注ぐため、その部分の配点が高くなるのは当然ですが、今回は示された課題をどう理解し、設計条件を固める作業をどう進めるかが重要です。その意味で、今後の学校づくりに関する課題が最も集約されているのは「ウ」です。文科省の報告書を踏まえ、学校施設のあり方を検討する必要がありますので、ここにウェイトを置くべきです。ペットと同じ配点というのは適切ではないと思います。また、「エ」は防災の構えの課題として整理し、その中にペット対応を含める形が望ましいと考えます。ここには記載はないのですが、整備計画の策定支援業務として、計画をどのように進めるか、教職員や地域住民の参画、ワークショップなどのプロセスを評価できる仕組みも検討すべきです。 この点について、配点の考え方や評価項目の整理について、各委員からご意見をいただきたいと思います。

Ｆ委員	「ア」から「カ」の各項目について、配点の濃淡をつけることが望ましいと考えます。先ほど副委員長からもご指摘があったように、配点基準の表では右端に総計 120 点と記載されていますが、細かい内訳をすべて書く必要はありませんが、各項目の配点割合が分かるようにしておく方が良いと思います。そうすることで、区がどの項目を重視しているかが明確になります。この点を反映した表にすることが望ましいと思います。 また、参画に関しては、これまで整備計画のパブリックコメントなどを行ってきたとは思いますが、今回はどうでしょうか。
事務局	パブリックコメントについては、整備計画の最終段階において実施する予定です。その途中段階として、先ほど意見が出たワークショップ等については、近年の学校施設整備の中では実施してこなかった取組ではあります。逆に、今回については、そうした内容を事業者から提案してもらい、加点評価するという考え方もあると思います。また、評価項目として点をつけてもよいのかもしれません。
Ｃ委員	評価点の配分をどのように設定するかについて、これまでの意見を踏まえ、意見の集約を図りたいと考えます。
Ｄ委員	評価点の配分については、配分の順番を明確にし、一番を「ウ」、二番を「イ」といったように、配点順に順位付けを行い、それに基づいて負荷の度合いを点数として設定する方法がよいのではないかと考えます。 また、委員長からのご発言にもありましたとおり、ペット対応の有無といった点を前面に出すというよりは、災害時に拠点としていかに機能するかという観点を重視し、その点を評価の前面に出した方がよいのではないかと思います。
Ａ委員	配点案について、先ほどの議論を踏まえて整理します。 まず、一番上の様式５および様式６については、それぞれ 15 点ずつとします。次に、様式７については、先ほどの議論において「ア」は不要ではないかとの意見があり、当該 20 点分については、削除する、もしくは他の項目に配分することが可能であれば、全体の順番を見直す余地があるかもしれませんが、その上での配点案として、「イ」25 点、「ウ」30 点、「エ」25 点、「オ」20 点、「カ」20 点　でいかがでしょうか。

Ｃ委員	「ア」は大事な項目だと思います。この敷地に対してどう向き合い、どう生かすかという点であり、計画的な提案ではありますが、建築において一番ベースになる考え方だと思います。
事務局	逆に、「ア」の項目を残すということであれば、合計点数を 150 点に変更することは可能であり、特段、この点数にこだわる必要はないと考えます。現状は、たまたまきれいな形で 200 点満点となっているだけです。 そうした点を踏まえると、配点割合を少し上げるという意味で、例えば「イ」、「ウ」、「エ」については、点数を上げてウェイトを高くすることも可能です。25 点にこだわらず、30 点や 40 点といった形で配点を上げることはできます。 例えば、「ア」、「オ」、「カ」については 20 点のままとし、「イ」については 30 点、「ウ」については 40 点、「エ」についても 30 点とするなど、他の項目よりもウェイトを高くする配点案はいかがでしょうか。特に「ウ」については、港区としても今後「新しい学び」を求めていることから、現行の 20 点から 40 点とするなど、評価として高く位置付けていければと思います。
Ｃ委員	そうすると、配点としては、「ア」20 点、「イ」30 点、「ウ」40 点、「エ」30 点、「オ」20 点、「カ 20 点になります。 これに、実績評価（様式５・様式６）がそれぞれ 15 点で合わせて 30 点ですので、現状の合計は 190 点です。
Ａ委員	あと 10 点どこかに配分して 200 点満点にしたいですね。
事務局	事務局としての提案になりますが、実際に「カ」の部分についても、可能であればウェイトを高くしていただきたいと考えています。 単に LCC という観点だけではなく、近年の物価上昇を踏まえた中で、どのようにコストを抑えるのか、イニシャルコストも含めてどう抑えていくのかという点は重要だと考えています。 また、工期という観点もございますので、コストとあわせて、工期を含めた提案をしっかり行っていただけるかどうかを評価したいと考えています。その意味で、もし配点上、あと 10 点をどこかに配分できるのであれば、事務局としては「カ」の部分を引き上げていただきたいと考えています。
Ｃ委員	今おっしゃった「カ」の部分については、コストと工期の話が、評

	価項目の中できちんと文章として表現されているとよいと思います。単に点数を付けるということではなく、どうコストを抑えるのか、また工期をどう考えるのかという点が読み取れるような評価項目であることが重要だと感じています。 　一方で、プロセスの評価はないのでしょうか。 ワークショップ的な参加の仕組みについては、現在まさに問われているところだと思いますし、対話を重視したプロセスをどう位置付けるかは重要な視点だと思います。そうした点を評価表の中に反映させることで、評価表そのものを通じて、港区がどのような姿勢で事業に取り組むのかを示すことになるのではないかと考えています
Ａ委員	ワークショップ自体が大事だという点は理解していますが、具体的にどのような内容を書いてもらう想定なのかという点は整理した方がよいと思います。 「ワークショップを実施します」という記載自体はよく見られますが、それだけではなかなか差が付かないという印象があります。地域や学校側の意見を、どの段階で、どのような方法でくみ取り、計画に反映しようとしているのか、考え方や具体的な進め方を聞き、評価すべきだと思います。
Ｂ委員	港区の学校建築については、計画建築としてこれまでにも相当数の実績があり、現在も工事中の案件があります。 地元の PTA だけでなく、PTA 以外の地域の方々も含めて、これまでの学校整備では、意見の集約方法や、どのタイミング・時期に、どのような形で地元の意見を吸い上げるかについて、ある程度やり方が確立されてきているという認識です。 　そのため、今回、プロポーザルで新たな提案をしていただいたとしても、提案だけで終わってしまい、実際にどの程度評価の対象とすべきなのかという点には、正直なところ少し迷いもあります。 　今回はコンペではなく、あくまでもプロポーザルですので、設計事務所が港区の考え方にどの程度マッチしているか、設計事務所としての能力や考え方、アイディアを評価するという位置付けになると思います。 　ただ、今申し上げたようなプロセスに関する取組については、港区として既に経験や実績がある中で、新たな提案としてどこまで求め、どこまで評価する余地があるのかという点については、悩ましい部分もあります。その点について、事務局として、提案を求める意味や評価の余地があると考えているのであれば、評価項目として位置付けて

	もいいとは思います。
Ｃ委員	これまでの経験や実績を踏まえると、対話型の仕組みについては、さまざまな工夫を行っている事例があります。そのため、これらのアイディアを評価する場を適切に設けておく必要があると考えております。また、提案内容に明確な差がない場合には、同じ評価点であっても問題はなく、これは評価方法の問題であると認識しております。 一方で、港区において既に確立された方法が存在するのであれば、それを評価対象としないという考え方もあり得ます。提出されたとしても評価のしようがないため、評価対象外とすべきであるという意見もありましたが、何を記載していただけるかについては、提案者側の問題であると考えております。 一方で、こちらとしては、地域の方々の思いや意見をどのように吸い上げ、提案に反映していくかが重要であると考えております。設計者選定は次の段階であり、この段階では幅広い方々の意見を集めておくということは重要であると考えております。 ただし、最終的には本委員会としてどのように判断するかによるものと認識しております。
Ｆ委員	事業者によっては、これまで区民の意見をさまざまに聞いてきた経験もありますので、これまでとは異なる観点から新たなアイディアが生まれる可能性もあると考えております。例えば、様式７の「ア」には「ユニバーサルデザインを取り入れた学校づくり」と記載されていますが、ここに「区民意見を反映した学校づくり」に関する具体的な考え方を問う要素を一部盛り込むこともできるのではないかと思います。ユニバーサルデザインと区民意見の反映を併せて問う形もあり得るのかなと思います。
Ｃ委員	多分これは、先ほどメタセコイヤの例などもありましたが、この場所の良さをどのように読み解き、それを設計条件として構想にまとめていくのかという点につながるものだと理解しております。その上で、ユニバーサルデザイン、すなわち誰に対しても使いやすい施設とするため、敷地の条件などを整理した提案を求めたいという意図であると考えております。「ア」の課題に含めるのかについては、検討が必要であると思います。
事務局	様々なご意見をいただきましたけれども、現在の項目は「ア」から「カ」までとなっておりますが、「キ」という形で一つ項目を増やし、

	ワークショップも含めた内容を評価項目として設定するのはいかがでしょうか。
Ｂ委員	事務局がそういう考え方であれば、項目を追加する方向でよいのではないでしょうか。
Ｃ委員	それでは、示された配点案について、評価点数と併せて、委員の皆さまからのご意見を勘案し、最終的な内容については事務局において確定していただくということでよろしいでしょうか。 【全員異議なし】
Ｃ委員	改めて、今の議論を踏まえると、「ア」～「カ」の表現については、文章を連続的につなぐのではなく、課題ごとの塊が分かる形で記述していただくほうがより伝わりやすいと思います。 その点も含め、事務局に作業をお願いするということでよろしいでしょうか。 【全員異議なし】
事務局	～「第二次審査書類作成要領について」～ 【資料６の説明】
Ｃ委員	それではただいまご説明いただいた内容についてご意見をお願いしたいと思います。特に課題が 4 点与えられていますが、これらついてご意見いただきたいと思います
Ｂ委員	これも、これまでに行ってきた整備計画における業者選定時の審査方法と同様の進め方になるのでしょうか。二次審査でも、改めて書類を提出させて審査を行うのですか。また、二次審査は、実際に業者を呼んで実施するのですか。
事務局	課題として挙げた内容を提出してもらうだけではなく、二次審査においては、プレゼンテーションの形式で事業者に来ていただき、指定された時間内でその内容について説明していただく形を考えております。
Ｂ委員	二次審査で再度書類を提出させるというやり方は、他の部署ではあ

	まり見かけないように思います。例えば、第一次審査と第二次審査の間で現地を確認した結果、第一次審査時に想定していた内容とは、少し違う、と感じる場合もあると思います。その場合、第一次審査で提出した書類の内容が、現地確認を踏まえて二次審査で一部変更されること自体は、特に問題はないのでしょうか。 あくまでも業者を決定するためのプロセスとして、一次と二次の内容が必ずしも完全に一貫していなくてもよいのか、その点をどのように考えて審査すればよいのかをお伺いしたいと思います。
Ｃ委員	一次の評価点と、二次の評価点は足し算になるのですか。
事務局	足し算になります。
Ｃ委員	一次と二次の評価点を足し算にするのであれば、二次審査では新しい課題を出して提案してもらうのではなく、一次審査で出してもらった内容について説明を受け、質疑を通じて妥当性や説明の分かりやすさ、その姿勢といった点を評価するのが適当だと思います。あわせて、ヒアリングを通して実現性なども評価することになると思います。 ただ、今の組み立てでは一次とは別の課題を二次で出す想定になっていますので、先ほどのご指摘のとおり同じ観点のダブル評価にならないよう、課題の立て方は整理しておく必要があると思います。 それから、また同じ質問になりますが、これまでの整備計画では、二次審査でも新たな課題を出して回答・提案書の提出を求めるというやり方が通例なのでしょうか。
事務局	過去案件では、その方法で運用してまいりました。もともと一次審査の段階では現地確認は行っておらず、一次と二次の間に現地を確認し、その結果を踏まえて新たな課題の作成を事業者に求める形としておりました。
Ａ委員	一次審査では、「ア」から「キ」までの採点項目があり、その内容をより詳しく説明するための資料を、二次審査で改めて提出させるのかと思ったら、そうではなく、二次審査では新たに課題１から４を提示し、一次審査で提出した内容とは別に、もう一度提案書を作り直す形になるのですね。そう考えると、二次審査の通過通知が２月９日に届いてから、そこから提案書を作成するのは、年度末の繁忙期であることも踏まえると、事業者にとってかなり厳しいスケジュールになるのではないかと感じています。

	最近、多摩地域の自治体でプロポーザル審査を行った際、応募してくれる業者が非常に少なく、良い案が集まりにくい状況がありました。設計事務所の方々にヒアリングしたところ、相当な労力をかけて提案書を作成しても、選定に至らなかった場合があることも考えると、それだけの価値があるのかという観点から応募を躊躇するという声がありました。また、応募に当たっては、自治体から提示される要件の明確であるかどうかを重視しているという話もありました。 今回は審査員情報が非公表であり、事業者側が審査員構成を把握できない点も考えると、応募のハードルが高まる懸念があります。年度末の繁忙期でもあることから、従来どおりの手法で差し支えないかについては、慎重な検討が必要であると考えます。
Ｃ委員	今回審査員は非公表なのですか。
事務局	非公表です。
Ａ委員	結構、審査員の顔ぶれを見て応募するかどうかを判断する事業者は多いようです。審査員の構成から、自治体が何を重視するのかが読み取れるためです。今回は審査員を公表していないため、事業者側としてはより慎重にならざるを得ず、この 2 月や 3 月といった年度末の時期であることも踏まえると、応募はかなり厳しい状況になるのではないかと思います。 そのため、二次審査で改めて全く新たな書式による提案書を作成させるかどうかについては、検討してよいのではないかと考えます。
Ｄ委員	関連して、新たに課題を出して提案書を作り直させるというより、当日のプレゼンテーションでここを重点的に説明してください、ここで質疑応答します、といった視点を示す程度の方がよいのではないでしょうか。
Ｃ委員	港区流のやり方を、こちらとしてどう踏襲するのかというと、どの部分を取り入れ、どこを調整するのかを見極める必要があると思います。
Ｆ委員	一次と二次の課題は、内容として似たような点を指しているため、省略してもよいのではないかと思います。 第二次審査の資料を新たに作成させる点についても、他のプロポーザルでは大体、一次審査で提出された資料を基に、書類だけでは分から

	ない業者の意欲や説明能力を確認するという位置づけで二次審査を行っています。 そのため、今回も一次審査で提出された資料を説明してもらう形式の方が適切ではないかと思います。こうした課題を省略する方が、事業者としても応募しやすくなるのではないでしょうか。
Ｃ委員	設計者選定であれば、より具体的に踏み込んだ提案を求める方法も適していると思いますが、今回はそのようなものではありません。また、提出資料についても、これまでA3・1枚だったものを今回は2枚に増やし、より踏み込んだ記述ができるようにしています。その内容を基にヒアリングを行う、という整理でよいのではないかと考えます。その上で、二次審査では課題１～４を改めて提示するのではなく、審査委員会として各提案に即して何を評価するのかを整理し、例えば応答の比較性、意欲、期待できる点などを評価項目として設定したうえで、一次審査の点数に加えてヒアリングの結果を点数化し、総合的に評価する形が適切ではないかと思います。皆さんのご意見はいかがでしょうか
事務局	資料７の２枚目に、ヒアリングにおける配点基準として、取り組み姿勢を含めた評価項目が示されています。したがって、課題の部分については削除し、この配点基準を用いて評価するという整理でよろしいでしょうか。 【全員異議なし】
Ｃ委員	それでは、第二次審査については以上ということでよろしいでしょうか。 また、今の内容を踏まえて、資料７の修正をお願いいたします。資料７の１ページ目については削除する整理となり、参考資料２についても今回は対象外とする方向でよろしいでしょうか。 【全員異議なし】
Ｃ委員	また、一次審査と二次審査の得点については、両方の結果を合算して最終的な評価とする方式で進める、という整理でよろしいでしょうか。 【全員異議なし】

Ｃ委員	仮に応募が一社のみであった場合の扱いについてですが、その場合でも本プロポーザルは有効なものとし、一次審査および二次審査の両方を実施し、その審査の結果、当該事業者が適切な事業者であると判断された場合には、その事業者を選定するということでよろしいでしょうか。
Ａ委員	逆に、応募者が非常に多かった場合はどうなるのでしょうか。
事務局	第一次審査の結果、上位三社が第二次審査に進むことになります。資料２の８ページ、上から二行目にも「応募者の中から、概ね３者程度を選定します。」と記載されています。
事務局	～スケジュールについて～ 【スケジュールについての説明】
Ｆ委員	全体スケジュールについては、第二次審査で新たに書類を提出させないことになったため、この部分については若干余裕が生まれるはずです。これを踏まえて、スケジュールを調整していただけるとよいのではないかと思います。 また、一次審査と二次審査の間に現地見学を入れる予定になっていますが、現地を見た上で一次審査の資料を提出してもらった方がよいのではないでしょうか。
事務局	これまで現地調査は一次審査と二次審査の間に実施していましたが、今回は最初に現地調査を行う形にしたいと考えています。 また、二次審査後の審査期間をこれまで比較的長めに確保していましたが、今回は新たな課題を設けないことになりましたので、この期間についても短縮できる見込みです。全体の日程については、改めて調整させていただきます。
委員長	今日の議論も踏まえて、全体のスケジュールについては調整していただき、その上で各委員に日程を確認するという形でよろしいでしょうか。できるだけ早めにスケジュールを確定して、各委員へ連絡をお願いできればと思います。 ～閉会～ 委員長による閉会の言葉